

No. 26号

発行 茅部郡 鹿部村

村長 棟方健太郎

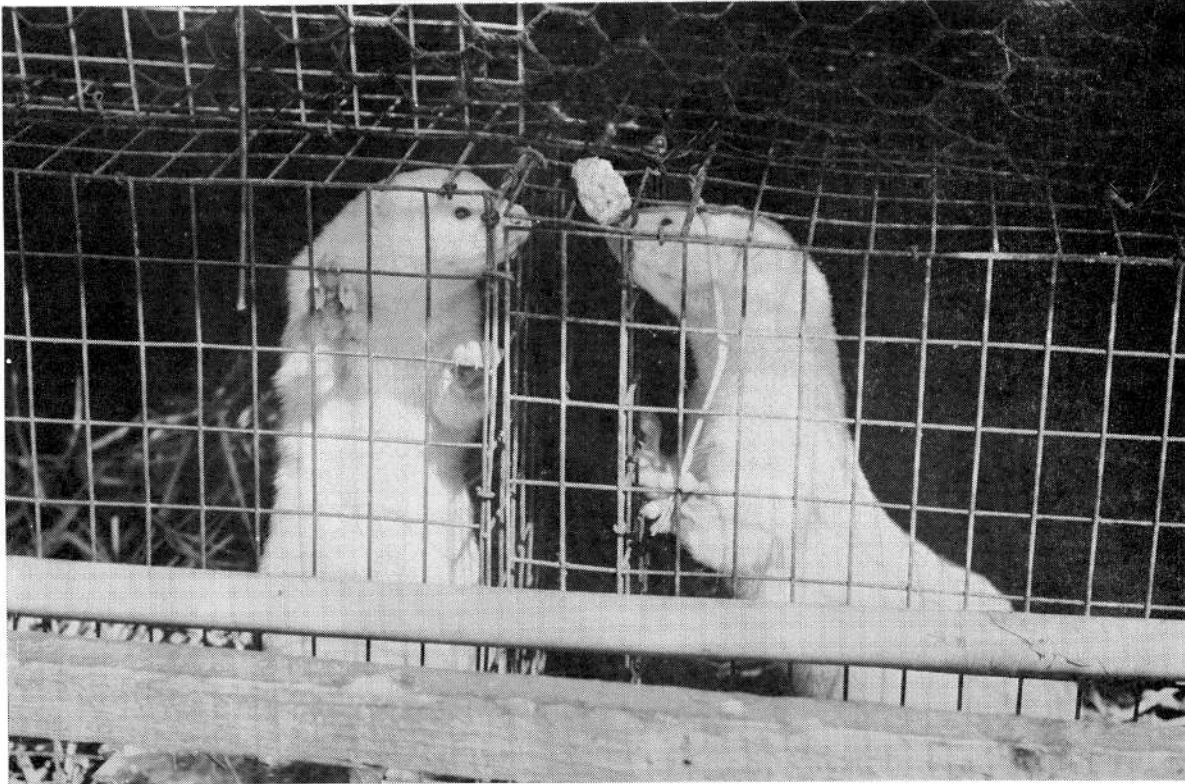
集 企 画 室

44. 5.

印刷 三 栄 印 刷 所



# 鹿部村 し か べ



○…永かった冬からさめ、すっかり春らしくなりました。

○…ミンクさんもこの春の日ざしをいっぱいにあびて、のびのびと運動をしています。

○…5月にママとなったミンクさんの目はまぶしそうに、5月の空を仰いでいました。

## — お も な 記 事 —

春の交通安全運動……………	2	鹿部村老人クラブ結成……………	5
村民交通傷害保険……………	2	行楽期の防犯防止……………	5
交通安全実施目標……………	3	郵便局 だより……………	5
緑 化 運 動……………	4	社会教育委員役員決まる……………	6
行政相談員決まる……………	4	水道使用の心がまえ……………	6



# ◆ひとりひとりが安全確認◆

## 春の交通安全運動

5月11日～5月20日



例年実施されているこの運動が五月十一日から五月二十日までの間実施されます。

この運動は人命尊重をたてまえとし、すべての歩行者、運転者、運転者の雇用主、その他交通に係っている人に交通安全思想の周知徹底をはかり、村民が一体とな

って、交通事故のない村にしようということが大きなねらいとなっています。

この運動の実施事項として、一日一目標を次のとおりきめ、具体的にこの運動をすゝめていきます。交通事故のない明るい村づくりにするため御協力下さい。

### ◆一日一目標実施事項◆



第一日 十一日(日)

横断中の事故をなくする日

第二日 十二日(月)

車両の完全整備をする日

第三日 十三日(火)

適正な運行管理、安全運転管理をする日

第四日 十四日(水)

道路を正しく使用する日

第五日 十五日(木)

子どもと老人の通行を保護する日

第六日 十六日(金)

飲酒運転を追放する日

第七日 十七日(土)

追突事故を防止する日

第八日 十八日(日)

行楽地での安全運転をする日

第九日 十九日(月)

踏切、横断歩道での安全を確認する日

第十日 二十日(火)

歩行者の事故をなくする日

## 1日1円で交通事故から

### あなたを守る………村民交通傷害保険

- ◎保険料は1人1ヶ月分わずか30円であなたを交通事故災害から守ります。
- ◎事故の程度によつて、最高50万円までお支払いいたします。
- ◎手続きは簡単です。印鑑と保険料360円(1年分)を持って役場総務課へおいで下さい。

## 交 通 安 全 の 表

実 施 目 標	実 施 内 容
横断中の事故をなくする	<input type="checkbox"/> 横断歩道、横断歩道橋のあるところは必ずこれを利用する <input type="checkbox"/> 附近に横断歩道がないときは、できる限り交差点を利用し、安全を確認して真直ぐ横断し、斜め横断はしない。 <input type="checkbox"/> 横断歩道を通行するときは、手を挙げて安全を確認して横断する。 <input type="checkbox"/> 横断歩道等での徐行、一時停止を励行する。 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道附近では追抜き追越しはしない。
車両の完全整備をする	<input type="checkbox"/> 乗車する前にブレーキ、ハンドルに異状がないかどうかを点検する。 <input type="checkbox"/> 前照灯、尾灯、方向指示器等の点検を実施する。 <input type="checkbox"/> バックミラーは常に良好な写影であるようにする。
適切な運行管理、安全運転管理をする	<input type="checkbox"/> 車両の点検整備を完全に実施するようにする。 <input type="checkbox"/> 運転者の健康状態をよく把握し、労務管理を適正にする。 <input type="checkbox"/> 無理のない運行計画を樹て、常に安全運転をするよう徹底する。
道路を正しく使用する	<input type="checkbox"/> 違法な駐・停車をしない。 <input type="checkbox"/> 道路上の放置物件を排除する。 <input type="checkbox"/> 道路上で通行の障害となるような荷ほどもぎ、又は歩道上で商品を陳列して販売しない。
こどもと老人の通行を保護する	<input type="checkbox"/> 幼児、老人等歩行者の早期発見につとめ安全速度で運転する。 <input type="checkbox"/> 幼児、老人等の安全な通行を誘導する。 <input type="checkbox"/> 親が幼児、児童と歩行するときは、率先して正しい歩行をして指導する。 <input type="checkbox"/> 幼児を1人歩きさせない等、保護義務を徹底する。 <input type="checkbox"/> 幼児、児童の路上での遊び等危険な行為に等して「声かけ運動」を実施する。
飲酒運転を追放する	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の悪質、危険性を徹底する。 <input type="checkbox"/> 車を運転する者は絶対に酒を飲まない。 <input type="checkbox"/> 車を運転する者には絶対に酒を提供しない。 <input type="checkbox"/> 各種会合において車を運転して参加している者が多いときには、酒類を提供しない。 <input type="checkbox"/> 車を運転する者に酒類を提供した者も処罰されることがあることを周知する。
追突事故を防止する	<input type="checkbox"/> 常に安全な車間距離を保持する。 <input type="checkbox"/> 無理な追越し、追抜きはしない。 <input type="checkbox"/> 無理な割り込み、危険な右左折はしない。 <input type="checkbox"/> 合図は早目にし、後続車の注意を喚起する。
行楽地での安全運転をする	<input type="checkbox"/> 無理のない旅行計画をたて、スピードの出し過ぎ等無理な運転はしない。 <input type="checkbox"/> 夜ふかし、遊びすぎ等による過労運転はしない。 <input type="checkbox"/> 酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
踏切、横断歩道での安全を確認する	<input type="checkbox"/> 踏切の直前ではあらかじめ減速し、必ず一時停止をする。 <input type="checkbox"/> 踏切においては、車掌、助手が誘導する等左右の安全を確認して通行する。 <input type="checkbox"/> 遮断機、警報機等の警報に必ず従う。 <input type="checkbox"/> 横断歩道における歩行者の早期発見及び徐行、一時停止を励行する。 <input type="checkbox"/> 横断歩道を通行するときは、車の停止距離を考慮して横断する。
歩行者の事故をなくする	<input type="checkbox"/> 横断歩道での徐行及び一時停止を励行する。 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道附近では追抜き、追越しはしない。 <input type="checkbox"/> 幼児、児童の飛び出しに注意し、歩行者の早期発見につとめる。 <input type="checkbox"/> 横断歩道、横断歩道橋のあるところは必ずこれを利用する。 <input type="checkbox"/> 車の直前、直後、斜め横断はしない。 <input type="checkbox"/> 歩道通行、右側通行を励行する。 <input type="checkbox"/> 幼児、老人等の安全な通行を誘導する。

# 緑化運動をすゝめよう

## 『北海道緑の日』 五月二十四日

雪が消え、さわやかな春の香りがただよいやがて緑の芽が出て来ましたが、現在『緑化運動』が積極的にくり広げられております。

森林は、多くの産業資源としてたいせつな役割があり、私達の住む国土の保全や水資源などにも大事なつとめを果たしています。

ことしの緑化運動は、私たちの住む『環境の緑化』と『都市周辺の緑化』を中心に、次の計画を推しすすめております。

みなさんの家庭でも北海道二世紀の第一歩を記念し、山や庭を緑にするよう計画して下さい。

### ◎緑の羽根募金運動

四月二十五日から五月五日まで道内各地でこの運動をすゝめてまいりました。

先日、各区長さんを通じて募金を依頼していましたが、本村の目標額は三万円です。

現在までに多額の募金があつまつております。

住民のみなさんの深い理解と御協力ありがとうございました。

この募金は、道内各地の緑地造成に還元されます。

### ◎緑の週間設定運動

五月一日から七日までを「緑の週間」として、毎日の目標をさだめて運動をしました。

◎「北海道緑の日」五月二十四日  
◎五月二十四日を「北海道緑の日」とし、道民のすべてが緑化奉仕に汗を流すことにしました。

このような緑化運動が「緑の週間」だけに終ることなく、年中運動として展開して下さい。

森林は国土の保全、水資源などに重要な役割を果たす



### ゴミのない村にしよう

四十四年度より本村も美しく、きれいな村づくりにとりくみたいと思ひます。

そのためには住民一人一人の協力を必要とされます。

現在五のつく日にはゴミ処理運搬車を運行しておりますが、いまだ海岸、鹿部川、折戸川、放水路(字鹿部)又は人の土地にゴミを捨てられている現状です。

道路が舗装されていても歩道に砂などがあつては見にくいものです。

住民がゴミ運搬車を利用し、一人一人が次のことを励行し美しいきれいな村づくりのために協力しましょう。

- 一、家庭内をきれいにしましょう
- 一、家のまわりをきれいにしましょう
- 一、家の前の道路をきれいにしましょう
- 一、ゴミ処理運搬車を利用しよう
- 一、自宅前附近の下水こうをきれいにしましょう
- 一、小川、排水こうなどは近所の人達が協力して清掃することにしましょう。

### 行政相談員に

## 松本政信氏

〓〓〓ご不審などは 気軽に相談を〓〓

本年度および四十五年度の当村の行政相談委員は、昨年引続き字宮浜 松本政信氏となりました。

行政相談委員は、法律にもとづいて、行政管理庁長官が委嘱するものですが、地域住民の皆さんから、国の行政や、公社、公団などの業務についての苦情、要望などを、積極的にとりあげて、満足いく解決が得られるように導くことをその仕事としております。

国の行政や公社、公団の業務というものは、非常に範囲が広く、また、複雑ですが、例をとりあげますと、次のようなものがあります。

- ◎ 生活保護、児童福祉、身体障害者対策など。

◎ 遺族年金、国民年金、厚生年金、引揚者給付金、社会保険、恩給、国民健康保険など。

◎ 失業保険、労災保険など

◎ 農地問題、開拓営農、農業委員会業務のことなど。

◎ 災害復旧、河川改修、土地改良、道路の建設、拡中補修、用地買収、移転の補償など。

◎ 学校教育に関すること。

◎ 役所に対して行なった許可、認可などの手続について、回答や決定が遅いことなど。

◎ 郵便、電報、電話、国鉄、専売公社、公庫、公団の業務など

これらのことで、困っていられたり、不審に思っておられる方は行政相談委員に気軽に申し出下さい。

親身になって、ご相談に応じます。

なお、お申し出内容は秘密扱いとし、料金は無料です。

### 指定金融機関が 決まりました

六月一日より鹿部村の指定金融機関が次のとおり決まりましたのでお知らせいたします。  
六月一日より村役場に納める税金や諸収入は、収入役の窓口で銀行の係員が受けとります。

- ◇ 指定金融機関  
渡 島 信 用 金 庫

# 鹿部村老人クラブ連合会 結成される

この度、各老人クラブ（きらく会、睦会、長生会、福寿会）の連絡調整と老人の福祉の増進に資することを目的として発足し、次のとおり役員が決定しました。

- 会 長 荒 木 玉次郎
- 副会長 岩 井 喜代松
- 〃 吉 太七郎
- 〃 松 本 作 蔵
- 理事 盛 田 ミツエ

- 理事 中 谷 次 作
  - 〃 高 野 勝 栄
  - 〃 長 谷 川 鉄 治
  - 〃 松 本 繁 三郎
  - 〃 中 村 林 五郎
  - 監 事 小 笠 原 勇 三郎
  - 〃 大 堀 タ カ
- このほか、老人の相談員として字本別、清水観由さんが決まりましたので、どしどし御相談下さい。

永久選挙人名簿の登録の申出をしましょう。

◇六月一日現在で満二十才に達した人。（昭和二十四年六月一日までに生れた人）

◇本村に転入して来た人  
（本年三月一日までに転入して来た人）は、今すぐ選挙人名簿への登録の申出をしましょう。

◇申出をしない人は、いつまでも選挙権の行使はできません。

◇申出には印鑑をもって、村役場内選挙管理委員会に申出をして下さい。

## 行楽期の防犯を

本格的な行楽シーズンがやって来ましたが、たのしいはずの旅行も酒に酔って他人にからんだり、乗りもののなかでのいやがらせなどの不愉快な行為や、またスリ、空巣（あきす）などの犯罪がふえる時期でもあります。

- 外出の際は、災難にあわないよう注意しましょう。
- ▲あき巣の予防▽
- 〇 外出するときは、必ず隣りに留守をたのみましょう。
- 〇 カギは外から見えないところにかけてみましょう。
- 〇 錠は二カ所以上に備えましょう。

う。

窓ガラス戸のレースのカーテンは、るすか在宅かの見分けがつけづらく、あき巣予防に効果があります。

▲スリの予防▽

スリの被害がふえるのは、薄着を始める四月ごろからといわれています。

〇 オーパーの上からではスリ取るのがむずかしいからです。被害状況をみると、七割までがハンドバック、二割が尻ポケット上衣の外ポケットです。

したがって、乗り物の中、デパートなどの買い物の際は、ハンドバックは前にもつようにしまし

よう。

また、現金は、必ず上衣の内ポケットに入れボタンをかけましょう。

- ▲女性はこんな注意を▽
- 〇 暗いところを通るときは周囲によく気を配ること。
- 〇 遠回りでも暗がりにはさけて通りましょう。
- 〇 自動車で送ってあげるなど、知らない男性からの誘いに注意しましょう。

▲どんな被害でも警察に届けよう▽

暴力の被害にあったり、他人が被害にあっているのを見たら、すぐに警察に知らせましょう。

## ◎ご存じてすか!!

### 小包の保険扱を

鹿部郵便局

小包を出すときに、内容品が大切な品物であるときは、書留小包として差出すことは皆さんご存じですが、保険扱として差出すことは意外と知られていないようです。

三日位で配達になります。料金は次のとおりです。

貴重品を出すときは、その品物に対して保険をつけて送ると、万一事故があった場合に、保険額だけ差出人にお金で弁償されます。保険料として支払う料金は次のとおりです。是非御利用下さい。

480円 まで  
650円 まで  
890円 まで  
1,060円 まで  
4K まで  
重さは限られており、重さは4Kまで。

三、〇〇〇千円まで 無料  
以上二、〇〇〇千円ごとに 一円増

◎十月一日から簡易保険にも障害保険制度が新たに設けられました。保険料は、いままでの保険料に一〇万円に対して二〇円だけ高くなります。

また、今までに加入してあった簡易保険にも、ご希望によりこの障害保険を一緒に加えることもできます。交通事故、その他けがをしたときには障害保険金を支払います。十月から障害保険にご加入し万一の事故に備えて下さい。

### 航空普通小包料金表

あて先	馬・東京・三重 群・静岡・三 木・東・静 栃・千・山梨・岐 茨・玉・神奈川・愛知			
	1kg	2kg	3kg	4kg
	480円	650円	890円	1060円

あて先	大阪・鳥根 京都・奈良・高知 滋賀・兵庫・和歌山・徳島・福岡・熊本 山・山梨・香川・高知・大分 徳島・佐賀・鹿兒島			
	1kg	2kg	3kg	4kg
	540円	770円	1070円	1300円

書留の場合はこのほかに書留料を加算する。 44.2.1開始

広報しかべ

庁内人事異動

村では五月一日付で役場庁内人事異動を行いました。

これは水産課、議会事務局設置に伴うもので、村民のサービスを考えて行政の向上をはかることと村の将来十年の総合的開発計画の基礎づくりのためのものです。

- ◇水産課長兼水道課長 小田輝次
- ◇水産課企画係長 小田輝次
- ◇蓄産課長 桜田政治
- ◇産業建設課長 橋本健蔵
- ◇民生課長 小田博久
- ◇議会事務局局長兼 総務課総務係長 長幡隆志
- ◇水産課水産・漁港係長 古城保弘
- ◇教育委員会総務係長 盛田栄一
- ◇水道課勤務(企業出納補助職員) 主事補 小沢満佐子
- ◇産業建設課勤務 主事補 川村一治

臨時事務職員

- ◇臨時事務職員 藪脇よし子
- ◇議会事務局出向 野口秀子
- ◇税務課勤務 吉田純子
- ◇民生課勤務 葛西和子
- ◇産業建設課勤務 高橋幸子
- ◇蓄産課勤務 伊藤千登世
- ◇水産課勤務 永沢紀夫
- ◇教育委員会出向 坂下正幸
- 米本静子

社会教育委員

体育協会役員決まる

任期満了による社会教育委員及び鹿部村体育協会役員がこのほど次のとおり改選されました。

- ☆鹿部村社会教育委員
- 会長 大沢喜代治
  - 副会長 米内勇雄
  - 委員 斎藤 勇
  - 関本忠久
  - 棟方けい
  - 佐藤栄子

- 委員
- 船橋 竹治郎
  - 根本 五郎男
  - 大堀 良一
  - 坂井 幸雄
  - 中谷 次作
  - 山崎 篤也
- ☆鹿部村体育協会役員
- 会長 根本 五郎男
  - 副会長 初井 豊
  - 理事 船橋 竹治郎
  - 立部 誠一
  - 大堀 良一
  - 大沢 喜代治
  - 松崎 繁四郎

福祉年金を受けている方は所得状況の届出を

ことしも、福祉年金を受けている方の「所得状況届」の提出時期が過ぎました。この年金は、七十才以上のお年寄りや、母子家庭のお母さん、一

水道使用の心がまえ

上水道利用戸数が年々増え、鹿部村の総戸数の九四%が水道を利用しています。

給水量も全村戸数にいきわたるような給水量を消費しておりますが、**だしばなし**が多いため、一部の地域では充分水がいきとどかない所もありますので次のことを充分周知され御利用されますようお願いいたします。

出稼等において長期不在する場合の水道料は必ず不在期間を水道課へ申し出なければ減免いたしません。又使用の場合は必ず申し出て下さい。

自動車等所有による水道使用料について廃車、売却等所有していない場合は必ず水道課へ申し出なければ変更いたしません。又所有した場合も申出願いたします。

他町村へ転出したとき、区を移動する場合は必ず水道課へお届け願います。

水道使用料について月の中途よりの変更届出したとき開始が十五日以前のときは一ヶ月分、十六日以後は半月分を徴収いたします。休止の場合、十五日以前の場合は半月分、十六日以降の場合は旧種類で決定されますのでお知らせします。

ただし、期日については届け出日を起点とし計算します。

水道についての御相談は水道課へおいで下さい。

道夫と一家工藤恒美



人て日常生活のできない心身障害者の方などに支給されていますが受給権のある人すべてに支給されるわけではありません。年金を受ける本人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上あり、ある程度生活にゆとりがあると認められる人は、支給が停止されます。そこで、年一回「所得状況届」を提出していただき、所得の有無や年金を受ける本人、配偶者、扶養義務者が生存しているかどうか前年と住所が変わっていないかどうかということもあわせて審査します。そのうえで支給の有無を決定し国民年金証書に支払金額を記入のうえお返しすることになります。したがって、この所得状況届は年金の支払いを受けるために、どうしても必要なもので、この届を提出されませんといつまでも年金を受けることができません。村役場では、五月六日から「所得状況届」の受けつけをしていますので、年金証書と印鑑を忘れず年金係に提出して下さい。この届は五月三十一日までに必ず出してください。